

二〇二六年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:専門科目)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2025年9月13日(土)

専門科目筆答試験(日本史学専攻) 一般入試問題(1/3)

I 次の(一)～(八)の論述問題から二題を選んで答えなさい。(選択した番号を明記すること)

(一) 御霊信仰について、論述しなさい。

(二) 室町幕府の将軍親裁について、論述しなさい。

(三) 江戸幕府の異国船対策について、論述しなさい。

(四) 民本主義について、論述しなさい。

(五) 教導職廃止後の仏教の動向について、論述しなさい。

(六) 近世城郭の石垣について、論述しなさい。

(七) 雪舟等楊について、論述しなさい。

(八) 地球環境の変化が^{有形}文化財の劣化に与える影響と、その対策(保存管理および修復技術)について、それぞれ論述しなさい。

二〇二六年度 大学院(修士課程)入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:専門科目)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2025年9月13日(土)

専門科目筆管試験 (日本史学専攻) 一般入試問題 (2/3)

Ⅱ 次の(一)～(四)の史料問題から一題を選んで答えなさい。(選択した番号を明記すること)

(一) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

善哉殿皇子皇弟沙弥勝満、稽首十方三世諸仏法僧、^①於天平十二年歲次辛巳春二月十四日、疾發願禱、女為養生、遍求其箇、天下諸國、各令敬造金光明四天王護國之僧寺并写金光明最勝王經十部、住僧廿人、施封五十戸、水田十町、又於其寺、造七重殿二区、別写金字金光明最勝王經一部、安置塔中、又造法華藏經之尼寺、并写妙法蓮華經十部、住尼十人、水田十町、所冀聖法之盛、与天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒満、天地神祇、共相和順、恒將福慶、永護國家、開闢已勝先帝尊業、長享殊休、同遊宝刹、又願太上天皇、太皇后藤原氏、^②皇太子已下、親王及大臣等、同發此願、俱到彼岸、^③藤原氏先後入政大臣及皇后先妣從一位橘氏太夫人之靈識、恒奉先帝而陪遊淨土、長願後代而常衛聖朝、^④乃至自古已來、至於今日、身為大臣、竭忠奉國者、及見在子孫、俱因此箇、各繼前範、堅守君臣之礼、長紹父祖之名、広給群生、通達庶品、同登榮綱、共出塵網者、今以天平勝宝五年正月十五日、莊嚴已畢、仍置塔中、伏願前日之志、悉皆成就、若有後代聖主貴卿、承成此願、乾坤致福、愚君拙臣、改誓此願、神明効訓、

(正倉院御物・聖武天皇詔書銅板)

問一 傍線部①について説明しなさい。

問二 傍線部②の人物について、知るところを説明しなさい。

問三 傍線部③の人々と聖武天皇の関係について説明しなさい。

問四 傍線部④を読み下し文(漢字かな交じり文)にしなさい。

(二) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

【引用部分は削除しています】

(省略文章)

問一 傍線部①を読み下し文(漢字かな交じり文)に改めなさい。

問二 傍線部②の「関東御徳政」について、知るところを説明しなさい。

問三 傍線部③を転記して、訓点を施しなさい。

問四 右の史料全文を、現代語訳しなさい。

二〇二六年度 大学院(修士課程) 入学試験問題

(文学研究科 日本史学専攻)

(科目名:専門科目)

受験番号		氏名	
------	--	----	--

2025 年 9 月 13 日(土)

専門科目筆答試験 (日本史学専攻) 一般入試問題 (3 / 3)

(三) 次の中料を読んで設問に答えなさい。

【引用部分は削除しています】

(徳川美術館所蔵文書)

- 問一 傍線部①を読み下し文(漢字かな交じり文)にしなさい。
- 問二 傍線部②を書き写し、適切な返り点を付けなさい。
- 問三 全文を現代語訳しなさい。なお、文中の「阿上様」「相国様」には、適切な人名を当てはめて解答すること。
- 問四 右の史料は、寛永七年(一六三〇)、江戸幕府が尾張藩家老に、城の石垣修理を許可する旨を伝えたものである。このよう
な許可が必要となった理由を述べなさい。
- 問五 寛永年間(一六二四〜一六四四)における歴史上重要な出来事を一つ選び、説明を加えなさい。

(四) 次の史料を読んで設問に答えなさい。

諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候処各藩^①領^②新領之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付
今度社寺領現在ノ境内ヲ除ノ外一般上知被仰付追テ相当禄制被相定更ニ廢米ヲ以テ可下賜事
但当年收納ハ従前之通被下候事
一領知ノ外ニ^③旧政府並領主等ヨリ米金寄附ノ分依旧實地^④年々被下候間モ有之候処来米年ヨリ被止候事
但家祿ノ内ヲ以テ寄附致候儀ハ別段ノ事
一上知ノ田畑百姓持地ニ無之社寺ニテ直作或ハ小作ニ預ケ有之分年貢諸役百姓並相勤ルニ於テハ従前ノ通社寺ニテ所持致シ不意候
事
但地所ニ関係ノ事儀ハ村役人差図可致事
右之通被仰出候条府藩県ニ於テ管内ノ社寺ヘ可相達候事
(後略)

(明治四年一月五日太政官第百四(布)

- 問一 傍線部①について、知るところを述べなさい。
- 問二 傍線部②をすべて平仮名で記しなさい。
- 問三 全文を現代語訳しなさい。
- 問四 この「上知」がどのような理念に基づいているのか、知るところを述べなさい。